

**DX 認定制度 申請要項**  
**別添資料 1. 制度概要**

経済産業省 情報技術利用促進課  
独立行政法人情報処理推進機構

初版：2025年8月27日（申請要項 第4版対応）

## 別添資料 1. 制度概要

---

### 改訂履歴

版数	改訂日	改訂内容
初版	2025年8月27日	申請要項の別添資料として再編集し初版として公開

## 1.DX 認定制度について

DX 認定制度とは、国が策定した指針<sup>1</sup>を踏まえ、DXに取り組んでいる事業者を、申請に基づいて認定する制度です。指針とは、企業経営における戦略的なシステムの利用の在り方を提示したものであり、本指針の策定は、情報処理促進法に基づいています。認定の基準は、経済産業省令に定められ、DX 認定制度ではこれに適合することが審査されます。

DX 認定制度では、事業者が「DXに取り組んでいる企業」であることを審査します。

### < “DXに取り組んでいる企業” とは >

「経営者が、

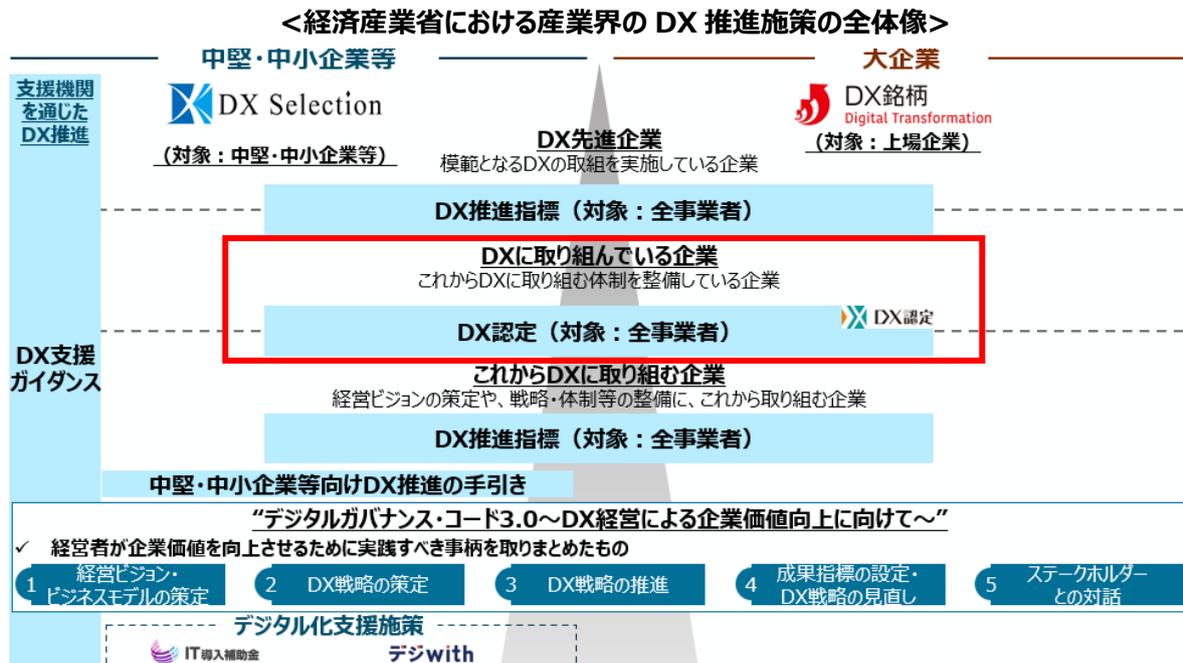
- データとデジタル技術を活用して自社をどのように変革させるかを明確にし（1）、
- 実現に向けたDX戦略をつくる（2）とともに、
- 自らが対外的にそれらをメッセージとして発信している（5）状態。

企業全体としては、

- 必要となる組織や人材を明らかにした上で（3-1,3-2）、
- ITシステム環境の整備に向けた方策やサイバーセキュリティ対策を示し（3-3）、
- DX戦略の成果指標を設定した上で、課題の分析・把握を行う（4）準備ができている状態」

を指します。

※( )内の数字は、デジタルガバナンス・コードの項番



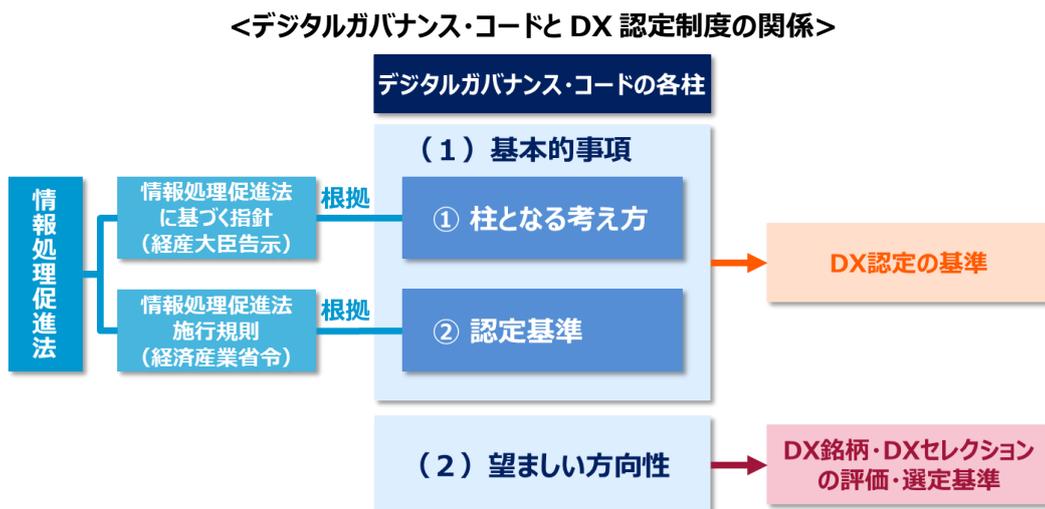
<sup>1</sup> 経済産業省「情報処理システムの運用及び管理に関する指針」

### 1.1.申請対象事業者

全ての事業者（法人と個人事業者。法人は会社だけではなく、公益法人等も含まれます）。

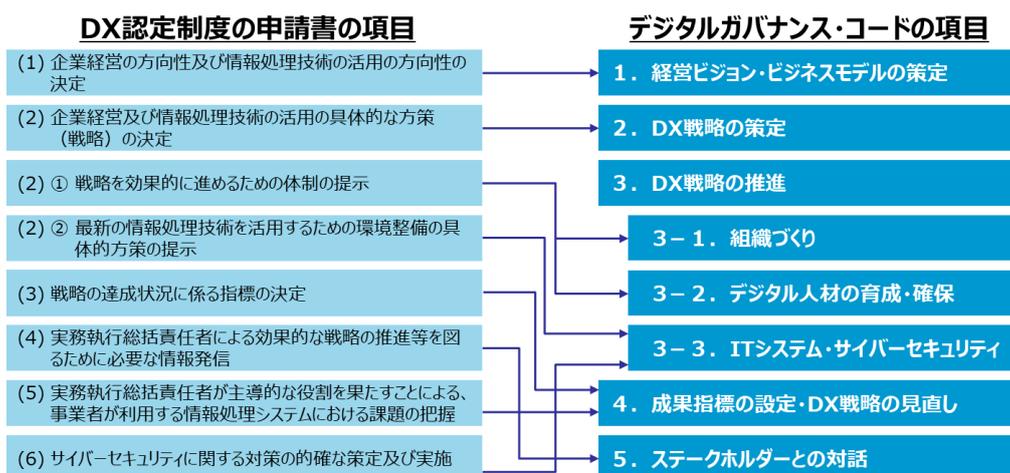
### 1.2.認定要件

デジタルガバナンス・コード<sup>2</sup>の「認定基準」を満たしていること。デジタルガバナンス・コードとは、経営者に求められる企業価値向上に向け、実践すべき事柄のことを指します。下図のとおり、デジタルガバナンス・コードの「(1)基本的事項」の部分が DX 認定制度と対応しています。



デジタルガバナンス・コードの項目は DX 認定制度の申請書の項目と対応しており、申請書の作成に当たっては各項目の認定基準を満たす内容を記入する必要があります。申請書の書き方の詳細は、「本編.申請ガイドンス」を参照ください。

### <デジタルガバナンス・コードと DX 認定制度の申請項目の関係>



<sup>2</sup> 経済産業省「デジタルガバナンス・コード 3.0」

<[https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/investment/dgc/dgc3.0.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dgc/dgc3.0.pdf)>

### 1.3.申請期間

申請は通年で可能（一年間を通していつでも申請が可能）。

### 1.4.申請方法

申請方法は ウェブサイト（DX 推進ポータル上の申請ウェブフォーム）からの申請となります。なお、DX 推進ポータルの利用には、「G ビズ ID」の事前取得が必要となります。具体的な申請方法については、「本編.申請ガイド」を参照ください。ウェブ以外での申請をご希望の場合、事務局までご相談ください（「3. 問合せについて」）。

### 1.5.認定

申請を受けて DX 認定制度事務局が審査を行います。審査を経て、認定された事業者は、認定事業者一覧<sup>3</sup>に公表されます。認定された事業者には認定通知のメールが送付されるほか、認定ロゴが DX 推進ポータルからダウンロードできるようになります。

### 1.6.認定の更新

認定の適用期間は 2 年間です。更新にあたっては、2 年ごとに更新申請を行う必要があります。ただし、申請を行うだけでは認定は更新されません。最新の認定基準を満たしていることが必須となります。更新申請では、2 年前の認定取得時（または前回の更新認定時）の申請書類をベースに、必要な箇所を最新化して申請します。また、認定基準を規定するデジタルガバナンス・コードは概ね 2 年ごとに改訂されるため、最新の認定基準に沿った内容で申請しなければなりません。

### 1.7.認定内容の変更

認定を受けた申請書の内容（事業者名称、住所、代表者氏名 など）について変更が発生した場合、変更届出が必要です。

### 1.8.認定取消

経済産業大臣は、認定事業者が次の(1)～(3)のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができます。認定を取り消したときは、認定事業者に対し、取り消し及びその理由を記載した書類により、通知されます。

- (1) 認定事業者が基準に適合しなくなったとき。
- (2) 経済産業大臣が求める報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 不正の手段により認定又は更新を受けたとき。

---

<sup>3</sup> IPA「DX 認定制度 認定事業者の一覧」<<https://disclosure.dx-portal.ipa.go.jp/p/dxcp/top>>

### 1.9.認定ロゴマーク

認定された事業者は、認定適用期間中に「DX 認定制度ロゴマーク」の使用ができます。



#### 【ロゴマークのコンセプト】

DX のスタートラインに立つ、という企業をイメージしながら、右方向に進むスタートラインである左端に差し色を入れています。

これにより、ホームページや名刺等で「自社が DX に取り組んでいる企業」であることを社内外に向けて PR することができます。使用に当たっては、使用規約<sup>4</sup>を遵守いただく必要があります。

ロゴマークは、認定通知後、DX 推進ポータルへログインすることでトップページに案内表示され、ダウンロードできるようになります。（使用規約や使用マニュアルも同梱）

注 1) DX 認定ロゴファイルは、ダウンロードして事業者内で保管してください。

注 2) 認定適用時の G ビズ ID がエントリーアカウントの場合、ご本人以外はダウンロードできません。担当者変更の場合には、ファイルを引き継いで管理してください。

---

<sup>4</sup> 経済産業省「情報処理の促進に関する法律第二十八条に基づく認定（DX 認定制度）ロゴマーク使用規約」  
<[https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/investment/dx-nintei/DigitalTransformationCertificationLogoMark.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-nintei/DigitalTransformationCertificationLogoMark.pdf)>

## 2.制度運営体制について

本制度は、下図に示すとおり、経済産業省主管のもと、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）が認定に係る審査事務及び問合せ窓口を担います。

申請にあたっては、IPA へ所定の申請書等を提出していただくこととなります。IPA での審査後、経済産業省にて認定を行います。その後、審査結果は IPA から通知されます。



### 3.問合せについて

IPA の認定制度ページ<sup>5</sup>で本制度や申請に関するよくある問合せ（FAQ<sup>6</sup>）を公開していますので、不明点がある場合は、確認ください。

FAQを確認しても、不明点が解消しない場合は、下記窓口までご連絡ください。

DX 認定制度事務局 問合せ窓口 [ikc-dxcp@ipa.go.jp](mailto:ikc-dxcp@ipa.go.jp)

窓口対応時間 10:00~18:00（土日祝日を除く平日 月曜日～金曜日）

※DX 認定制度事務局は「独立行政法人情報処理推進機構」が担当します。

---

<sup>5</sup> IPA 「DX 認定制度」

<<https://www.ipa.go.jp/digital/dx-nintei/index.html>>

<sup>6</sup> IPA 「DX 認定制度 FAQ（よくある質問）」

<<https://www.ipa.go.jp/digital/dx-nintei/dx-nintei-faq.html>>